

結核定期健康診断対象者及び基準額

1 対象者

| | 施設の長が行う定期健康診断 | 学校の長が行う定期健康診断 |
|------|---------------------------|---|
| 対象者 | 社会福祉施設 ^{※1} の入所者 | 高等学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校(就業年限が1年未満の者を除く)の学生及び生徒 ^{※2} |
| 実施時期 | 65歳に達する日に属する年度以降毎年度 | 入学した年度 |

※1 対象となる社会福祉施設

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・養護老人ホーム
特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設

※2 学校の長が行う定期健康診断の対象者には、適法な留学生（短期留学等、大学に入学したと認められない者は除く。）、専攻科生及び編入生の入学した年度も対象となります。

※3 大分市内の施設は対象となりません。

2 基準額

| | |
|--------|--|
| 基準額（1） | 750円 |
| 基準額（2） | 1,880円 やむを得ない事情 ^{※5} を有する者の場合 |

※4 やむを得ない事情とは、高齢者や障がい者で寝たきりの者等、立位での撮影が困難な者です。